

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年10月3日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,285,200	1,285,200	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年10月17日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	8,612,000	8,612,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成20年10月31日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,610,350	1,610,350	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成20年11月7日	熊本法務局 熊本県熊本市大江3-1-53	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,190,000	1,190,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成20年11月14日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,533,000	1,533,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 佐藤作都司 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成20年11月14日	仙台法務局 宮城県仙台市青葉区春日町7-25	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,268,050	1,268,050	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年11月17日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	8,430,000	8,430,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
与信ポートフォリオ管理システムのメンテナンス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年11月26日	株式会社ティージーアイ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 与信ポートフォリオ管理システムは、契約の相手方が著作権を保有するパッケージソフトを機構仕様にメンテナンスしたシステムであるため、同社以外が今回メンテナンスを実施することは不可能であることから、同社と随意契約したものである。	15,981,000	15,776,250	98.72%	-	与信ポートフォリオ管理システムは、契約の相手方が著作権を保有するパッケージソフトを機構仕様にメンテナンスしたシステムであるため、メンテナンスを実施することができない同社との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年12月12日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	9,069,000	9,069,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成20年12月16日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,253,000	1,253,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月8日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,283,100	1,283,100	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 塚田和男 愛知県名古屋市中種区新栄3-20-16	平成21年1月8日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,610,350	1,610,350	100.00%		行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年1月13日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,659,000	1,659,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月16日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	8,365,000	8,365,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年1月16日	熊本法務局 熊本県熊本市大江3-1-53	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,260,000	1,260,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅地債券特第85回50)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月20日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約によらざるを得ないものである。		19
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅地債券特第85回60)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年1月20日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約によらざるを得ないものである。		19
募集委託並びに償還金支払及び買入消却事務委託契約(住宅金融支援機構住宅地債券特第86回55)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年2月20日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	住宅取得及び住宅改良予定者が計画的な資金づくりを行うため、最大10年間、積立者の管理を継続して行う必要があること。また、最大11回継続的に積み立てるといふ当該債券の性質から、債券の発行、期中管理、償還金の支払いを、同一の相手方に継続して委託する必要があるため、随意契約によらざるを得ないものである。		19
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 八野行正 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成21年2月24日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,232,000	1,232,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。		1
官報公告の掲載業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年3月13日	株式会社共栄広告社 東京都千代田区神田錦町3-8	会計規程第25条第1項 本件は、独立行政法人国立印刷局が発行する官報に公告を掲載する業務を委託するものである。 官報の掲載料金については、「官報公・広告掲載料金表」により価格が定められていることから、同社と随意契約したものである。	8,521,000	918円/行	100.00%	-	官報の掲載料金については、価格が一に定められていることから、随意契約によらざるを得ないものである。		6

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 渡辺公雄 福岡県福岡市中央区天神4-1-37	平成21年3月17日	福岡法務局 福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,645,000	1,645,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
与信ポートフォリオ管理システムの保守運用業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年3月31日	株式会社ティージーアイ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構の信用リスク分析を行うためのシステムの保守・運用業務委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。 当該フレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであることから同社と随意契約したものである。	11,472,300	11,472,300	100.00%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。 当該フレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができる同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
公開講座の受講	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年3月31日	学校法人立命館 京都府京都市中京区西ノ京朱雀1	会計規程第25条第1項 本件は、金融・証券分野において高い専門性を有する人材を育成するため、特定の公開講座に職員を参加させるものである。 当該講座は、学校法人立命館のみで開講されていることから、随意契約したものである。	1,869,000	1,869,000	100.00%	-	当該講座は、学校法人立命館のみで開講されていることから、随意契約によらざるを得ないものである。	12	
金融管理サポートシステムの保守運用業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成21年3月31日	株式会社ティージーアイ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構のデリバティブ取引管理システムの運用業務等の委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る運用業務等を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	3,831,660	3,831,660	100.00%	-	本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る運用業務等を実施することができる同社との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」